

山元町からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症対策関連情報

【令和2年6月17日】

問 総務課 ☎ 37-1111

町民の皆さまへ

新型コロナウイルスの感染拡大防止に当たり、町民や事業者の皆さまには、長期間にわたり、外出自粛や休業要請等にご協力いただき、心から感謝申し上げます。

町民一人につき、10万円が給付される「特別定額給付金」や、マスク・アルコールジェル・抗菌剤3点セットも行政区のご協力をいただき、全世帯への配布が順調に進んでおります。

また、感染症対策に係る町独自の各種支援事業についても、今月12日に議会の可決をいただき、今回お知らせできることとなりました。皆さまの生活や暮らし、地域経済を守るべく、引き続き取り組んで参ります。

今後も「第2波」「第3波」の感染が懸念されておりますので、国が示している『新しい生活様式』の実践と、適宜、熱中症予防などの暑さ対策にも取り組んでください。

1 生活関連支援情報

(1)生活支援金 町民の生活を守るため、特別定額給付金を申請した世帯の生活を支援します。

対象者	特別定額給付金を受給した世帯主
内容	対象世帯の世帯主に1万円を支給します。
手続き	手続きは必要ありません。 特別定額給付金を振り込みした口座に生活支援金を振り込みます。(6月下旬ごろに振り込む予定)
担当課	保健福祉課 福祉班 ☎ 37-1113

(2)家庭用水道料金の減免 家庭用の水道使用者を対象に水道基本料金4カ月分を減免し、在宅勤務や外出自粛を余儀なくされた町民の方々の生活を支援します。

対象者	町内の家庭用水道使用者
内容	基本料金4カ月分(6月請求分～9月請求分)を減免します。
手続き	手続きは必要ありません。
担当課	水道お客さまセンター ☎ 37-1120 上下水道事業所 庶務班 ☎ 29-4951

(3)子育て世帯の生活支援 子どもがいる世帯の生活を支援します。

対象者	令和2年4月27日時点で町内に住所を有し、平成14年4月2日以降に生まれた子ども(0歳～高校生)がいる子ども医療費助成の受給者
内容	対象児童1人当たり1万円を支給します。
手続き	手続きは必要ありません。 子ども医療費助成の振り込みに用いる指定口座に振り込みます。(7月中に振り込む予定)
担当課	子育て定住推進課 子育て支援班 ☎ 36-9835

(4)ひとり親世帯の生活支援 ひとり親世帯の生活を支援します。

対象者	令和2年4月27日時点で町内に住所を有する児童扶養手当受給者
内容	対象児童1人当たり1万円を支給します。
手続き	手続きは必要ありません。 児童扶養手当の振り込みに用いる指定口座に振り込みます。(7月中に振り込む予定)
担当課	子育て定住推進課 子育て支援班 ☎36-9835

(5) 準要保護児童生徒等への昼食費の援助

準要保護者等を対象として、小中学校臨時休業中の昼食代を援助します。

対象者	準要保護児童・生徒等の保護者
内容	準要保護等の児童生徒1人当たり1万4千円を支給します。
手続き	手続きは必要ありません。 就学援助費の振り込みに用いる指定口座に振り込みます。(8月中に振り込む予定)
担当課	教育総務課 総務班 ☎37-5115

(6) 奨学生緊急支援金給付事業

奨学金の貸与などを受け、減収で生活に困窮している高校・大学・専門学校などに在学中の方または保護者を支援します。

対象者	本人または保護者が本町に住所を有し、高校・大学・専門学校等に在学し奨学金の貸与または給付を受けている奨学生
内容	○小・中学校、高等学校、高等専門学校等の奨学生に2万円を支給します。 ○短期大学、専門学校、大学、大学院等の奨学生に3万円を支給します。
手続き	申請が必要です。 詳しくは、担当課にお問い合わせいただくか、町のホームページをご確認ください。【受付期間】6月25日(木)～12月25日(金) (予定)
担当課	教育総務課 総務班 ☎37-5115

(7) 高齢者フラワースマイル事業

自粛生活を送る高齢者のお宅を定期的に訪問して体調を確認し、閉じこもりによる認知症の予防を図ります。

対象者	介護保険サービス等を利用していない75歳以上の一人暮らしの高齢者
内容	月1回、町職員が季節の花を持参して対象者宅を訪問します。(6カ月間実施)
手続き	対象者には後日お知らせします。
担当課	保健福祉課 健康推進班 ☎37-1113

2 事業者関連支援情報

(1) 地域産業持続化支援事業

中小の事業者等に支援金を給付し、事業の継続及び経営の安定化を図ります。

対象者	町内で事業を営む中小企業または個人 ※令和2年1月以降、前年同月比で事業収入が20%以上減少した月があること
内容	1事業者当たり10万円を支給します。
手続き	申請が必要です。 詳しくは、担当課にお問い合わせいただくか、町のホームページをご確認ください。【申請期限】令和3年2月28日(日)
担当課	商工観光交流課 商工振興班 ☎36-9837

(2) 飲食店テイクアウト等支援事業

新たにテイクアウトやデリバリーに取り組む飲食店等に対し支援金を給付することで、事業の継続及び経営の安定化を支援し、地域活性化を図ります。

対象者 町内において飲食事業を営む中小企業および個人
※令和元年以前から事業を営み、かつ令和2年1月1日から同年12月31日までの間に、テイクアウトもしくはデリバリーを開始し、以降も継続する意図があること



内容 1事業者当たり10万円を支給します。

手続き **申請が必要です。** 詳しくは、担当課にお問い合わせいただくか、町のホームページをご確認ください。【申請期限】令和3年1月31日（日）

担当課 商工観光交流課 商工振興班 ☎36-9837

飲食事業者の皆さまへ

農水産物直売所「やまもと夢いちごの郷」
飲食施設テナント出店者募集中！

山元町農水産物直売所「やまもと夢いちごの郷」では、令和3年早期の開業に向けて、飲食施設の整備を進めております。

現在、施設内のフードコートにおいて飲食物を提供するテナント出店者を募集中です。

○募集区画 3店舗（区画） ○応募締切 7月7日（火）



※募集要項は、農水産物直売所「やまもと夢いちごの郷」または同ホームページでご確認ください。

※募集は、(株)やまもと地域振興公社（直売所指定管理者）が行っております。

【担当課】商工観光交流課 観光交流推進班 ☎36-9837

(3) 農林水産業持続化支援事業

農林水産業者に支援金を交付し、農林漁業継続の下支えと再起を支援します。

対象者 町内に事業所または住所を有し、令和元年以前から町内で農林水産業を営んでおり、平成31年1月1日から令和元年12月31日の当該事業収入が240万円以上ある法人または個人
※新型コロナウイルスの影響により、令和2年1月以降、前年同月比で事業収入が20%以上減少した月があること

内容 農林水産業者1経営体当たり10万円を支給します。

手続き **申請が必要です。** 詳しくは、担当課にお問い合わせいただくか、町のホームページをご確認ください。【申請期限】令和3年2月28日（日）

担当課 農林水産課 政策推進班 ☎37-1119

3 「新しい生活様式」における熱中症の予防行動

問 保健福祉課 健康推進班
☎ 37-1113

- 屋外で人と十分な距離（2 ㍎以上）を確保できる場合には、マスクをはずしましょう。
- マスクを着用しているときは、負荷がかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分確保した上で、適宜マスクをはずして休憩しましょう。
- 感染症予防のため、換気扇や窓の開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整しましょう。
- こまめに水分を補給することも大切です。のどが渇く前に水分を補給しましょう。目安は1日あたり1.2 ㍎です。大量の汗をかいたときは忘れずに塩分も補給しましょう。
- 日ごろから体温を測定して健康管理に努め、体調が悪いと感じたときは無理せず自宅で療養しましょう。また、無理のない範囲で毎日30分ほど体を動かし、暑さに備えた体づくりに取り組みましょう。（水分補給も忘れずしましょう）



4 新型コロナウイルス感染症流行時の避難について

問 総務課 危機管理班
☎ 37-1111

(1) 災害時の避難所運営について

災害発生時には、大勢の人が避難所に集まることが予想されるため、「咳エチケット」や「3密の回避」など感染対策を徹底しながら避難所を運営しなければなりません。

このため、町では、感染の疑いがある方とない方を分けて受け入れする方針で、受け付け時のシミュレーションの実施、間仕切り等の購入など、感染対策の徹底と「避難所クラスター」の防止に向けて準備を進めているところです。

町民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

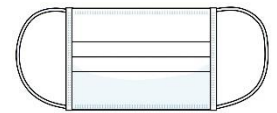


(2) 避難時におけるお願い

①避難時の携行物品

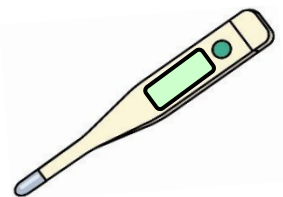
日ごろから、非常時の食糧・水、マスク・手洗い石鹸・アルコール消毒液・体温計・筆記用具など避難に必要と思われる物品を『非常持ち出し袋』等に携行し、避難できるように事前に準備してください。

特に体温計は、感染防止の観点から、各自持参してください。



②受付等での「3密」に注意

ソーシャル・ディスタンス（社会的距離）を「2 ㍎」以上確保し、順番を待っていただきます。また、受付時の体温報告は、自己申告を推奨します。



※混雑する場合は一時的に「自家用車等」で、お待ちいただくことがあります。

③体調不良者

風邪のような症状がある等の避難者については、勤労青少年ホーム及びふるさとおもだか館で受け入れます。（※4月30日にお知らせした内容に、ふるさとおもだか館が追加されました）